

## 第9回新ごみ処理施設整備等調査特別委員会会議記録

日 時 令和3年3月4日（木曜日）  
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前10時 0分 開議  
午前11時45分 散会

### 付託事件

- (1) 新ごみ処理施設の建設工事に関する事項
- (2) 周辺地域及び生活環境向上施設等の整備に関する事項

### 1 本日の会議に付した事件

- (1) 下入野健康増進センターにおける管理運営費の算定及び収益の取扱いについて

### 2 出席委員（27名）

委員長	福島辰三君	副委員長	小川勝夫君
委員	滑川友理君	委員	萩谷慎一君
委員	土田記代美君	委員	田中真己君
委員	中庭次男君	委員	佐藤昭雄君
委員	綿引健君	委員	木本信太郎君
委員	後藤通子君	委員	田口文明君
委員	森正慶君	委員	鈴木宣子君
委員	黒木勇君	委員	高倉富士男君
委員	飯田正美君	委員	小泉康二君
委員	大津亮一君	委員	渡辺政明君
委員	須田浩和君	委員	栗原文隆君
委員	袴塚孝雄君	委員	五十嵐博君
委員	安藏栄君	委員	田口米蔵君
委員	松本勝久君		

### 3 欠席委員（なし）

### 4 委員外議員出席者（1名）

議長 内藤丈男君

### 5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	田尻充君	副市長	秋葉宗志君
市長公室長	小田木健治君	政策企画課長	宮川孝光君
総務部長	園部孝雄君	行政経営課長	熊田泰瑞君

財 務 部 長 白 田 敏 範 君 財 務 部 参 事 兼 財 政 課 長 梅 澤 正 樹 君

市 民 協 働 部 長 川 上 幸 一 君 市 民 協 働 部 副 部 長 小 嶋 い つ み 君

市 民 協 働 部  
技 監 兼  
体 育 施 設 整 備  
課 長 青 山 和 夫 君

生 活 環 境 部 長 佐 藤 則 行 君 新 ご み 処 理 施 設 整 備 課 長 宮 田 正 一 君

清 掃 事 務 所 長 清 水 健 司 君

6 事 務 局 職 員 出 席 者

事 務 局 長 小 嶋 正 徳 君 事 務 局 次 長 兼 総 務 課 長 関 谷 勇 君

議 事 課 長 永 井 誠 一 君 議 事 係 長 綱 島 卓 也 君

書 記 武 田 侑 未 子 君 書 記 昆 節 夫 君

午前10時 0分 開議

○福島委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから第9回新ごみ処理施設整備等調査特別委員会を開催いたします。

これより議事に入ります。

それでは、下入野健康増進センターにおける管理運営費の算定及び収益の取扱いについて、執行部から前回に引き続き、説明をいたさせます。

宮田新ごみ処理施設整備課長。

○宮田新ごみ処理施設整備課長 まず初めに、前回2月24日開催の当委員会におきまして、明確な説明ができなかったことをおわび申し上げます。

それでは、改めまして、下入野健康増進センターにおける管理運営費の算定及び収益の取扱いにつきまして、生活環境部新ごみ処理施設整備課提出の資料により御説明を申し上げます。

1の管理運営費の算定のうち、民間事業者への価格調査につきまして、当センターは本市にとって新たな形態の施設であり、運営経験や実績がなく、直営と指定管理の費用比較を行うための管理運営に係る費用の算出が困難であることから、価格調査を実施いたしました。

(2)の価格調査結果について、御説明いたします。

まず初めに、表中において、会社名及び金額を記載しておりませんのは、今後事業者の選定を行う中で、応募参加者の提案内容や、積算に影響を与える可能性があることが想定されることから控えさせていただきましたので、御理解をお願いいたします。

表中の1位、2位等の順位は、価格の低い順での順位づけとなっており、年間管理運営費とその内訳の人件費及び維持管理費等の平均額を下の表にお示ししてございます。

まず初めに、過大、または過小に算定したものを除くために、平均額のプラスマイナス30%の範囲内にあるものを有効、超えるものについては除くことといたしました。

その結果、網かけをしている部分になりますが、人件費については、G社が平均額の30%を上回りました。また、維持管理費等については、A社、B社が平均額の30%を下回り、G社は30%を上回っていたことから、A社、B社及びG社を除くこととし、C、D、E、Fの4社の中で年間管理運営費の最も低い集計表の太い黒枠で囲ってありますC社の価格を用いることといたしました。

この金額が、前回の特別委員会でお示しさせていただきました、市直営との比較表の指定管理で行う場合の人件費約6,300万円、維持管理費等約1億5,000万円、合計2億1,300万円でございます。

次に、2の収益の取扱いにつきまして、当センターでは指定管理者の収入とすることができる利用料金制を採用することとしております。

指定管理者は、指定管理料算定時における利用料金収入の見込額を確保するため、自らの経営努力で様々な創意工夫により、サービスの提供を実施いたします。

このことにより、サービスの充実が図られることとなり、市民等の健康増進を図る機会が増え、利用者の増加につながり、結果、利用料金収入も増えることとなります。自らの経営努力を継続的に発揮させるイン

センティブを与えるためには、自己努力による利益は、指定管理者へ帰属させることが適当であると考えます。しかし、一方で、当該利益は、公共財産である公の施設の管理運営業務から生まれたものでありますことから、計画を大きく超える利益が生じた場合には、他市の事例を参考に、その一部を市に還元することについて検討してまいります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○**福島委員長** 今説明をいただきましたが、前回と比較してなぜ違うかっていうことは委員長のほうからちよこっと聞きます。

ここの年間管理運営費というのは、1位から7位でC社は3位だよ。そういうことですよ。それから人件費は1位がE社で、2位がこのC社ですよ。そういうことですね。維持管理費等は1位がB社で、3位がC社なんです。そうですね。そうすると、前回出された資料では、人件費が2,300万円安いということを選んだということでした。その2,300万円は、C社で人件費が2,300万円安かったの。これは前回出された資料なんだから、それはどこの。

宮田課長。

○**宮田新ごみ処理施設整備課長** 前回お示しした資料の人件費の差額につきましては、C社6,300万円、そちらを参考にさせていただいたものでございます。

○**福島委員長** そうすると、C社が2位で2,300万円安いということなんです。そうすると、このデータが出たんですが、私は分からないんですが、年間管理運営費で、最低額で見積りをつくったということじゃなくて、平均値でもないやつを選んだということになりますよね。

ですから、我々は、執行部が選んだやつに反対とかそういうことを言っているんじゃないんです。ただ、これはあくまでも指定管理者の入札する基準値というものが今日出されたと思うんです。違いますか。違うの。じゃあ説明して。

○**宮田新ごみ処理施設整備課長** 本日御提示差し上げました金額につきましては、新たな施設の年間の管理運営費ということで提示させていただいております。今後の指定管理料は、また別に今回の価格等を参考に算定してまいります。

○**福島委員長** そうすると、ここに年間管理運営費が1位から7位まで順番に記載されているが、3位を選んだということではないんです。

後は質問をいただきますが、我々が聞きたいのは、平均値がいいのか、最低額で一番安いところがいいのかということで、今まで我々が審議してきたことなんです。だから高ければいいというものじゃなくて、安ければいいという問題じゃないんだけど、執行部はこの3番目を選んだという説明でいいんです。

宮田課長。

○**宮田新ごみ処理施設整備課長** 7社のうちから、結果的にC社は年間管理運営費で3番目という位置づけになってはおります。

○**福島委員長** じゃあ皆さん、質問をお願いします。

松本委員。

○**松本委員** 私もよく分からないんだけど、年間の管理運営費、これはA社、B社が、1位、2位にな

っているんですよね。そして、維持管理費等が2位、1位になっているんです、このA社、B社が。ただ、人件費だけが1位でなくて採用するところが2位なんです。だからそれぞれの金額というのが、A社からG社までの金額が明記されていればもっと分かりやすいんだと、私はこう思うんですけども、何でこの金額というのは採用のところだけしか示されてないんですか。ここだけがちょっと私は疑問に思うところなんですけれども。

○福島委員長 まずそれを聞きましょう。私も聞いたんですけども、それを言うと、これはあくまでも指定管理者の見積りなんです、会社が分かっちゃうって言うんです。だけれども、最低であるだけ幾ら違うんだかっていうのは議会で出すんだから出してもいいんじゃないかと私も思う。

○松本委員 だってさ、普通一般競争入札の場合だって、金額はそれぞれ出るでしょうよ。何でこの採用した会社のしか出ていないのか。私はちょっとここが疑問だと。

○福島委員長 説明を聞きましょう。

じゃあ課長、今言っているのは、A社とかB社で、名前が明確じゃなくて、A社、B社、C社って、これはどこが出したか我々も分からないんです。けれども、出されたやつは最低限の見積価格を出して、その中へやるんだっていうことを出してもいいんじゃないかという質問なんです、それはどうなんですか。

宮田課長。

○宮田新ごみ処理施設整備課長 今回実施をしました価格調査は、センターの管理運営費を算定するために実施したものでございます。

会社名及び金額につきまして、公表することを前提にした調査ではございません。そのため……

○福島委員長 課長、俺らは会社名を聞いているんじゃないからね。入ったA社、B社、C社で、その最低限の金額を聞いているんであって、会社名を公表しろなんて誰も言ってないからね。

○宮田新ごみ処理施設整備課長 会社名及び金額につきましては、今後行う公募の手續に影響を与えることが想定されますことから、公表のほうは差し控えさせていただいております。

○福島委員長 松本委員。

○松本委員 分からない。私はまだちょっと分からない。

それと平均額の下に、何ですかこれは。網かけの異常値というのは。これはどういう意味なの。米印の網かけは異常値、これはどういう意味なんですか。

○福島委員長 宮田課長。

○宮田新ごみ処理施設整備課長 今回の価格調査におきましては、人件費、維持管理費等の金額、それぞれの平均額をまとめてございます。

その平均額の30%以上を上回る、または平均額の30%を下回る場合については、その数字については異常値ということで除かせていただいております。

○福島委員長 松本委員。

○松本委員 だから、その異常値で30%が云々ということですが、だったらここに全部の金額を出すべきじゃないですかと冒頭から言っているわけ。何で採用したところだけしか金額が出ていないのか。ちょっと私はこれはおかしいと思うよ。

○福島委員長 いや私も同じなんです、要するに異常だの異常じゃないだの、そういうことをこれは見積りを取っただけで、入札金額でも何でもないでしょうよ。入札の査定をするために見積りを取ったんだから、それは金額を出したって会社名を出していないんだからいいんじゃないかと私も思うんです。

要するに、我々に今日説明しているのは、市民に理解されるような指定管理者の金額の査定であると。落札じゃないからね、あくまでも。だから入札金額みたいなことを言っているけれども、我々はそうじゃないんです。いかに安く、いかによいかということを知るのは、7社から見積りを取ったんだから、それは全部出したって一つ一つの会社の名前を出すわけじゃないから、どこが出したっていうのは分からないんだからね。

〔「委員長今日でこの委員会はどうすんのこれ」と呼ぶ者あり〕

○福島委員長 いやいや駄目ならあと3日後にでもやる。

だってそうでしょうよ、議案になっていくんだから、誰もが分かるようなのがいいんでしょうよ。

〔「なぜ数字を出していないかっていうのは、明確に理由が感じられない。」

数字を出さない理由が明確じゃないよ」と呼ぶ者あり〕

○福島委員長 だから網かけの部分も30%前後なんていうのは、予算見積りだからこれは入札じゃないんだから関係ないわけですよ。どこの会社が幾ら出したとって社名を出すわけじゃないから、A社、B社、C社なんだから。だからその中からこれなんだよということに対して、我々議会サイドで文句を言うわけじゃないんだよね。後は入札で選ぶのは、執行部の執行権だから。

宮田課長。

○宮田新ごみ処理施設整備課長 ただいまは、公募前の状況でございまして、金額のほうは具体的に分かることで、自社と他社との比較が公募前に可能となり、実際の公募におきまして、過大な価格の競争の結果、安定した施設運営の確保が困難になること等が考えられるということで、公表のほうは差し控えておりました。

○福島委員長 だから違う、我々が分からないのは、何で指定管理者を入札するための見積書の平均値をつくるのかということでしょう。だから平均値じゃないよ、最低価格ではないよ、もう最初からこの金額を選んじったよということは、最初から業者との話合いができていないんじゃないかという誤解を招くから。我々は誰だっていいんです。安くて、よくて、執行部がやる執行権の範疇には議会は関与していないんです。ただ、相見積りを取ったんだから、それも入札金額じゃないんだから、これから指定管理者を採用するために人件費がここは2,300万円も高いんだとか、そういう資料が出たから少しでも安いための積算表はどうなんだという話なんです。

佐藤生活環境部長。

○佐藤生活環境部長 すみません、先ほどの松本委員の御質問なんですけれども、今あくまでも公募前という状況におきまして、先ほど課長が説明しましたとおり、現時点で金額が具体的に分かることによりまして、自社と他社との比較が公募前に可能となります。そのことによりまして、実際に公募を行う際に、過大な価格の競争の結果、安定した施設運営の確保が困難になることが、そういったおそれが想定されますので、現時点では公表できませんが、公募の決定した際には、その業者の価格を公表してまいりたいというふうに考

えております。

○福島委員長 いや、それは今までだってどんな建設関係だって土木関係だって何だって、入札すれば、ここが幾らで入れました、どこで落札金額ですよと言うのは今までだって公にしているからね。ただ、我々が聞いているのは、あくまでもその入札金額とかそういうことじゃなくて。これが査定額で、この前出された資料で、人件費が2,300万円も安い高いのって言っているから、じゃ年間管理運営費で契約するんだから、それはどうなんだという話で今回持ってきたんだから、この前の経緯からすれば。幾らで入札をやれということは言っていないんです。妥当な平均値は幾らかと。

松本委員。

○松本委員 委員長、じゃ仮にだよ、C社が採用ですよ。C社っていうのはどこなんですか。だったら全部出したらいいでしょうよ。全部A社、B社、C社と出したって同じことになっちゃうでしょうよ。出さないんだったらば、ここのC社が採用なんだからもう。これが議案になるんだから。そうしたらば、そこで明らかに名前が出てくるでしょうよ。議案だったら。何でここでは出せないの。

だからその辺の金額がみんな不透明だから、網かけは異常だとか言っているから疑問を持つんだよね。だからその辺、委員長、これで委員長がいいって言うんなら構わないんだが、私らはこれで議案が出てきたってちょっとやっぱり納得ができないです。

○福島委員長 須田委員。

○須田委員 先ほどからの説明、課長も部長も同じ説明で、入札時にいろんな支障があって激しい入札になるという話は分かるんですけども、言っていることは分かるんですけども。ただ、私たちからすると何でそれが激しい入札になって困るのかという具体性が見えていないというのが答弁の中にあるかなと思っています。例えば今度、この資料が出ているということは公ですから、人件費に関して1位の会社はC社との差が幾らなのか自分たちは分かっているわけですよ。だから、私たちの考え方が間違っているとすれば、その人はこれが平均値でこっちは1位だったんだっていうのが分かれば、これは分からないようになっているの。各社はどこが1位なのか分からない。だって、2位が6億3,000万円って書いてあったら、うちはそれより下の金額で出しましたって言ったら、うちが1位だったんだってならないですかね。そのE社さん。そうすると、うちはこれだけ優位性があったんだということが分かっちゃうのかなと思うんだけど、ちょっとその考え方が間違っているかもしれないけれども。もう一回言いますね。E社が人件費で1位になっていますよね。1位。E社さんは自分でこれより低く人件費の見積りを出しているから、E社さんは私がトップの1位だったって分かるはずだと思うんです。この資料を見れば。

○福島委員長 自分の会社がE社だのB社だの分からない。

○須田委員 私がE社だとすれば、2位が6,300万円、そうすると1位さんは分かると思うんです。自分だって。そうすると1位さんの有利に進まないかなと思うんです。それが激しい競争にならないようにという説明だったので、それはちょっと隠す必要もないのかな。その説明だけちょっと。

○福島委員長 あわせて渡辺委員からも質問が出ていますから。

袴塚委員。

○袴塚委員 C社の数字が表に出るんですよこれ。要するに、委員会に出してあるんだから、このC社の

数字というのは表に出るといふふうに思っているんですね。ということは、この数字が出るということは、A社からG社までは、自分の立ち位置というのが想定されるんじゃないですか。それで、想定されれば、その数字がここで出ようが、出まいが、それは入札上は何ら問題ないと思うんです。だからC社が出ないんだよと言うのなら別ですけども、委員会資料として出ているとすれば、この委員会資料として出ているものに対して、A社からG社までは、自分の数字がどういう状況だったのかっていうのが把握できる。当然ながら今部長さんが御説明されたように、激しい入札になるのかならないのかは、この数字が出るということになれば当然もう結果が分かっちゃうんだよ。だからあえて何でここでそれを出すことによって何かなるのかっていうところが明確じゃないからみんなが迷っているんだと思う、要は。だってC社はもう数字が出ているんだもの。これが独り歩きしているんだから、そうすればみんな自分の会社で出した数字というのは分かっているわけですから、自分の立ち位置が異常値だったのか、平均値に近かったのか、勝てそうな数字だったのかというのはみんな分かっているはずですよ。これを基準に、今度は執行部が入札基準額を決めるわけですよ。そうすると当然ながら、その数字とここに出ている数字っていうのは違うわけだから、2億1,300万円が出てくるわけじゃないんだから。だからあえてここでそれを隠す必要がないような気がするんだけれども、それを出さないでいるから陰で何かあるの、おかしいんじゃないのっていうような不信感を招いてしまうということが原因だと思います。

そうすると、何でこれを公表できないのかっていう説得できるような答弁がまだいただけていないんです。

各社はみんな、C社の数字が出ているんだから、もう今日現在、これが基準値になるんだなって分かっていますよ。委員会資料としてももう出ちゃっているんだから。その辺のところをしっかりと説明してくれないとなかなか前に行かない。

○福島委員長 答弁は。

できないならできないって言えばいいんだよ。いやまた明日、委員会をやればいい。毎日やるから。

業者の立場になって質問しなくたって市民の立場で質問するから、少しでも安くしてくれって。

渡辺委員。

○渡辺委員 ちょっと混乱しちゃったので、もう一度整理して聞かせていただきたいと思います。

袴塚委員さんの質問と趣旨は一緒なんですけれども、要は、基本的にこの文言を読むと、管理運営費として採用することとしましたとなっていますよね。いわゆるC社の3位、2億1,300万円が調査の結果、参考値としてこれを採用するということですよ。

そうすると、これを入札の基準予定価格みたいな形として公表して、そしてまた公募するわけですよ。入札するわけですよ。どういうシステムになるの。そうすると、もうこれで決まっちゃったってことなの。そこが何だかよく読み切れないんだよ。

○福島委員長 宮田課長。

○宮田新ごみ処理施設整備課長 2億1,300万円のこの金額につきましては、新しいセンターの1年間の管理運営費ということで設定させていただきます。大体というか予算額的なものとして設定させていただきます。

○福島委員長 設定されたってことは決まっているということだよ。それでいいの。それならここで諮った



ってしようがないよ、じゃあもう執行部が勝手に決めて勝手にやるんだから。俺らは市民の立場で質問しているんだからね。少しでも安く、少しでもよりよくしてもらうために論じているんだよ。じゃあこれでもう決まっているのなら委員会をやったって仕方がない。

〔「ちゃんと答弁しろよ」と呼ぶ者あり〕

○宮田新ごみ処理施設整備課長 この金額は管理運営費の予算額的なものとして設定させていただいております。これから行う公募につきましては、各社にこれから提案をいただきます。この金額が指定管理料となるわけではございません。

○福島委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 そうすると、これが基準値、いわゆる参考値になるわけでしょ。ならないの。だとしたら今の話だとこれはあくまでも予算を出して、もう一回公募するみたいなそういうふう聞こえるんだけど。

○福島委員長 佐藤部長。

○佐藤生活環境部長 渡辺委員の御質問にお答えいたします。

ここで採用という言葉で誤解を生じさせてしまったこと、申し訳ありません。ここでの採用といいますのは、前回お示ししました指定管理者導入に伴う効果を示す上で、その一つとして管理運営費の縮減というものがございます。この管理運営費がどのくらい縮減されるのか、そういった数値を示すために7社の業者から価格調査を行いまして、先ほど御説明したような異常値等を踏まえて、C社を比較の対象とし、前回の資料に記載した数字でございまして、指定管理者制度導入の是非を判断する参考として価格を調査したものであり、決してC社に決定するものではございません。

○福島委員長 そうしたら、この資料に採用って書いてあるのは何なの。採用というのは決まっているということだろう。入社試験だって採用といたらもう決まっているんだ。

萩谷委員。ちょっと待って、渡辺委員。

○渡辺委員 分からないので、要はこれが参考値となりましたと今言いましたよね。参考値として採用しましたと。そうすると、今後いわゆる参考値がこれから基準になって、新たに業者さんに対して公募をして、入札をするんですか。

○福島委員長 宮田課長。

○宮田新ごみ処理施設整備課長 公募による指定管理者を導入している施設、これまでと同様に、公募に当たっての詳細な仕様等を示した上で、事業者が提案するサービスの内容、それから経営の状況、経営費の縮減案など、各項目を採点し、その点数の最も高い事業者を候補者として選定してまいります。

○福島委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 これから公募にするんでしょ、これが参考値になって、これが今後基準になるんでしょ。そして公募して入札して業者を決めるという流れでいいんですか。今の話だとそうだよ。

○福島委員長 宮田課長。

○宮田新ごみ処理施設整備課長 こちらの金額は施設の管理運営費として市のほうで考えている金額になります。

公募に当たっては、この後、収入見込みとかの提案、それから業者が考える施設の管理運営費、そういう

ものを提案していただいた上で、公募のほうから点数づけして採用することになります。

○福島委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 そうすると、点数制というのもあちこちで見ているので、いわゆる指定管理者の公募に当たってはね。それもよく分かるんですけども、この調査の結果の数字というものが大きく生かされなかったら意味がないですよ。ただ単に、ここはある程度、こういうところのサービスが強い、プラスだというようなことで点数が上がったとします。そうすると、全てがその点数がいいところにいっちゃうんだったら、今度は参考値っていうのはあくまでもやりやすいような参考値、水戸市にとって、そういうふうに誤解される可能性があるので、私は指定管理者を決めるに当たってのいわゆる流れというものを、今の話を聞いて分かったような分からないような感じなんですけれども、そういうものをしっかり出してもらわないと、何かこの数字がどういう役割を果たして、どういうプラスになるのかがよく分からないというようなことなので、後は袴塚委員にお任せしますから。

○福島委員長 ちょっと待ってください。我々は議会ですから、執行権に介入することはできないんです。執行権に介入しないということは、市民の立場でいかに水戸市のお金が持ち出しが少なくなってよくなるかっていうことを我々議会は論議しているんであって、採用とか決定しているものでこれでやりますよ、了解してくださいと。議会はそういうことじゃないんです。我々は少しでもよくなるように、少しでも安くなるように審議しているので、入札金額が幾らだなんていう執行権への介入はしていないんです。

袴塚委員。

○袴塚委員 大変申し訳ありません。

今、渡辺委員さんのほうから質問があったものと私のほうで聞いたときの話と、ちょっとずれが生じているように思えるので再度お聞きしますけれども、このC社の数字というのは、これまで運営も何もしてなくて、現実の問題として、これを運営したときにどのぐらいかかるんだろうかというような意味での参考数字であるという理解はそこまでは正しいですか。首を振っているから正しいということですね。

そうすると、この数字を基に、一般的に水戸市が運営した場合にはこのぐらいかかるんだろうという基準値になったわけですね。それから入札効果がどのぐらい上がるかっていうことを見極めるためのこれが基準値になるわけだ。そういうことでそこまではいいですか。いいですか、はい。

そうすると、この基準値に対して、一般的に運営したらこれだけかかっちゃうよと、だけれども例えば、これだけの入札に対する数字を決めてやったら、経済効果としてこれだけ差がありますよっていうことの基になる数字だということですよ。

だとすれば、あえてA社からG社の数字を公表しないという理由にはならないんじゃないかというのが私の質問なんです。

要は、これは水戸市が運営をしていないんですけども、水戸市が運営をしたとすればどのぐらいかかるのかなということで、同規模の業者の数字を参考に取ってみたと。そうしたら、水戸市としてはこのC社の数字がベターだと、このぐらいで水戸市だったらできるんじゃないかということになりました。それで今度は指定管理者制度を取るんで、この数字よりいかにどの経済効果を上げられるかっていうものを比較するための基準値をここで決めたわけですから、この基準値が表歩きしようが独り歩きしようがこんなものは何ら

影響はないのではないかと。そうすれば、この数字が異常値だろうが何だろうが、さっきから委員長が言っているように、ここで公に会社名が分かるわけじゃないんだよ。会社名が分かるのは見積りを出した人だけです。出した人が分かるから、自分の立ち位置がどの程度だというのは分かるかもしれないけれども、あえて今参考値を決めているんだから、この数字が表歩きしては駄目だという理由にはならない。その辺がおかしい。

**○福島委員長** 本当に私は、誰も議会サイドは疑問なんだけれども、あくまでも入札する指定管理者に指定するための枠順、大体この金額ならということでもC社は2億1,300万円だけれども、平均額が2億3,400万円です。じゃあ何で2億3,400万円も2億1,300万円にしたんだと、そういう計数的な数字というのは、7社あるんだから7社から全部出されて、それであらうだったのかという理解をしたということと言っているわけです。だからあくまでも会社名を出すんじゃないんだから、見積り合わせの入札をつくる資料なんだから、その金額を出せないのはどうなんだという同じ質問なんだよ。だから出したって何ら問題ないでしょ、これはもう公になっているんだから。平均額が2億3,400万円、C社が2億1,300万円です。ただ我々が指摘したいのは、中の人件費が2,300万円も高いの安いって前回資料が出されたから、じゃ人件費がどこが高いんだ、維持管理費等が高いんだと、それで管理運営費のトータルバランスがどうなんだという質問をやっているの、今、袴塚委員からも話がありましたが、見積り合わせの金額を出したって何ら会社名を出すわけじゃないから構わないでしょうということと同じ質問なんです。だから、議会はこの数字が正しいとかそういうんじゃなくて、執行部が出された数字が、市民のために妥当だよという線をどう判定したのかというのを確認したいわけ。それが出せないということは、じゃあ何かもう、C社と話し合いが進んでいるんじゃないとか、そういうふうな誤解を招くんだよ。だから我々は少しでも安く、少しでもよく、じゃどの部分がいいんだと、人件費が安いとか、維持管理費等が安いのか高いのかということで2億1,300万円に決めた、平均額が2億3,400万円ですよと、それでも人件費が市がやると2,300万円も高いんだとか言っているから、その辺の金額を我々に示したって執行部が入札をやるんだもの、その中で執行権の範疇で選ばばいいんじゃないの。

萩谷委員。

**○萩谷委員** ちょっと私のほうから。今回、利用料金制を採用するっていうことを書かれていますよね。そうすると、実際に自治体負担額は幾らが適正かというのを市のほうでしっかりこの数値を見定めていくことになるかと思えます。

そういった意味では、市の負担額が幾らになってきているかというのを、今回の出された金額からどういうふうに指定管理料を決めていくのかというそのプロセスと、実際にこの指定管理料が幾らというふうに決まった場合、また我々に提示していただけるのか、その辺について御質問したいと思います。

**○福島委員長** 宮田課長。

**○宮田新ごみ処理施設整備課長** ただいまの萩谷委員の御質問にお答えします。

今後そういう手続、要項等をまとめていく中で、他市事例とかを参考にしながら金額のほうは設定してまいりますと考えます。

今後のプロセスということですが……

○福島委員長 飯田委員。

○飯田委員 この資料を出していただきまして、ただいま説明もあったんですが、この異常値として平均額を30%以上を上回る、下回るというものを除いたことによりまして、A社、B社、G社が除かれた、オミットされたということで、C社からF社までで選考に当たられたわけでありますが、私が質問したいのは、異常値の30%という基準がどういうところで決まってきたのか。それと、例えば異常値が20%とか10%というふうに設定し直しますと、またオミットされる会社が違ってきますから、1位の順位がA社かB社になってくるんじゃないかと思えます。その辺について説明をお願いしたいと思います。

○福島委員長 宮田課長。

○宮田新ごみ処理施設整備課長 価格の妥当性を判断するために、県の積算基準におけます参考見積価格を決定する際の考え方、こちらを準用してございます。そのところで30%ということになっております。

○福島委員長 飯田委員。

○飯田委員 県のやり方を参考にしたということで、やっぱりその30%というのは出てきているんですか。

○福島委員長 宮田課長。

○宮田新ごみ処理施設整備課長 県のほうの積算基準におけます参考見積価格を決定する際の考え方ということで準用させていただきましたけれども、そこに30%ということ異常値としてはじくということ前提にしております。

○福島委員長 飯田委員。

○飯田委員 その点は分かりました。

あと、この年間の管理運営費ということで2億1,300万円となっておりますが、これは実際、指定管理の候補に入った場合は、内訳として人件費と維持管理費を別々に条件として定めて持っていくわけですか、それともトータル1本でやるわけですか。その辺はどうでしょうか。

○福島委員長 宮田課長。

○宮田新ごみ処理施設整備課長 トータルの金額でございます。

○福島委員長 高倉委員。

○高倉委員 収益の取扱いについてお聞きしたいんですが、今回指定管理者に利用料金制度を採用することなんですが、利用料金制度を採用する目的ってそもそも何なんですか。もう一回そこを確認したい。

○福島委員長 宮田課長。

○宮田新ごみ処理施設整備課長 利用料金制の目的といたしましては、指定管理者のやる気を与えるためということで、収入を上げるためにいろいろなサービスを行うことで、利用者が増える。それに伴いまして料金収入も増えるということで、増えた分については指定管理者のほうの利益ということで考えております。

○福島委員長 高倉委員。

○高倉委員 そうでしょう。利用料金制度を使うっていうのは、いわゆる経営努力をどれだけするかということでしょう。結局その経営努力をした分が、今度指定管理者の利益になるわけですよね。サービスを向上させたり、いろんな形で工夫していく。でも、ここで収入が大きく上回った場合、一部を還元するとなっておりますけれども、こうやって制限をかけることで、逆に経営努力の意欲というものをそいでしまう、そういう

たことにはならないんですか。

○福島委員長 宮田課長。

○宮田新ごみ処理施設整備課長 高倉委員の御質問にお答えいたします。

指定管理者が事業の実施により出た収益、こちらは指定管理者の経営努力によります。その一方で、公共財産であります公の施設の管理運営業務から生まれたということもありますので、大きく収益が出た場合に、その一部を市に還元していただくことにつきまして、検討してまいります。

○福島委員長 高倉委員。

○高倉委員 いわゆる料金収入に対して、何か上限をかけるってことでしょ。この上限を超えたらその分を市でもらいますよという話になってくるんだけど、だからそれが経営努力をそぐんじゃないですかってことを言っているわけです。

今回、新市民会館も利用料金制を導入するじゃない。そこではこういった制限は設けていなかったと私は思うんです。一方のこの公共施設については、そうやって制限をかける。こういうやり方の公募の仕方っていいんですか。そういうやり方は。

○福島委員長 宮田課長。

○宮田新ごみ処理施設整備課長 その方法としては今後、他市の事例等を十分に研究しながら検討していきます。

その収益を大きく超えた分の割合とかも含めて検討してまいります。

○福島委員長 高倉委員。

○高倉委員 やはり、これは市でやる指定管理ですから、公共施設全般に関して一貫した考え方というのをやっぱりつくっていかなくちゃいけないと思います。こっちならいいよ、こっちでは駄目だよ、そういうやり方は私はないと思う。それで、利用料金制度を導入するわけですから、収益の取扱いについてもやはりもう一回しっかりした考え方を示してください。この委員会に。じゃないとちょっと私も納得はいかないです。

○福島委員長 田中委員。

○田中委員 2つお聞きしたいと思います。

設置管理条例が今回出ていまして、第4条で指定管理を規定する前段の議論としては大事な審議だと思って聞いておりましたけれども、そもそも今回の価格調査の採用がC社で妥当かという問題があると思うんです。

その1つ目の質問は、平均額というものがあります。これはA社からG社まで全ての平均という理解でよろしいのでしょうか。異常値としてはじかれたものは、はじかれているのか含まれているのか。

○福島委員長 宮田課長。

○宮田新ごみ処理施設整備課長 下の表でお示ししています平均額につきましては、A社からG社の7社の平均額でございます。

○福島委員長 田中委員。

○田中委員 そうしますと、前回の比較表では、市直営の場合は2億3,600万円でした。そうなりますと、200万円しか平均額とは差がないんだけど。今回の平均額は2億3,400万円ですので、大差

がないというふうにも思えるんですが、その点はどう考えたらいいですか。

○福島委員長 宮田課長。

○宮田新ごみ処理施設整備課長 C社からF社の4社の平均額ではなくて、一番安い金額を採用したということにつきましては、十分な実績、それからノウハウを有する民間事業者に価格調査を依頼しております。

それと、施設運営に支障がなく、価格の妥当性があると考えられることから……

○福島委員長 そういうことを質問しているんじゃないんだよ。2億3,400万円と2億3,600万円で差がないんじゃないかっていう質問をしているんだから。駄目だよ質問に答えなきゃ。市の直営の場合は2億3,600万円でここで出ている平均額は2億3,400万円でしょう。200万円しか変わらないんだからおかしいだろうと。この前出したのは2,300万円安かって資料を出しているんだ。それとこれは違うからね。今質問しているのは。

市が出しているのは2億3,600万円、ここで平均額が出たのが2億3,400万円、この間の資料で人件費の差は2,300万円。

田尻副市長。

○田尻副市長 不正確な部分がありまして、誤解を招く部分もございます。

明らかにしなければならぬだろうという御指摘もございました各社の金額を含めまして、今回まずはここだけの御理解をお願いしたいという部分だけは説明させてください。

まず、今回新たな施設の中で指定管理を導入していくということで、先日の特別委員会におきまして、その導入、導入の方法の際の価格を御説明した際に、その価格の設定の仕方、どういうふうな設定の仕方をしたんだという御質問がございまして、今回改めましてその価格の積算の仕方として、平均値の出し方、例えば平均値を出す場合の偏差値の取扱い、異常値の取扱いということで整理をさせていただいたものを今日示しておりますが、今回、先ほどの各社の数字が分からないと、出してもいいんじゃないかということで内部協議をしたときに、明らかに数字を出すことはどうなんだろうと、参考価格ということで、非常に自信がなかったものですから、その数字については控えさせていただきましたが、暫時休憩をいただきまして、10分程度はちょっとかかると思うんですが、再度お時間をいただきまして整理させていただければと思いますが、よろしくをお願いします。

○福島委員長 じゃ、暫時休憩します。

午前10時56分 休憩

---

午前11時30分 再開

○福島委員長 引き続き、御苦労さまです。

それでは、新たに資料が提出されました。私が言っても出されなかったんですが、本日新たに出ましたのでよく調査の上、御質問をお願いしたいと思います。

ではまず、資料の説明をお願いします。

宮田課長。

○宮田新ごみ処理施設整備課長 委員の御意見等を踏まえまして、価格を提示させていただくことといたし

ましたので、よろしく願いいたします。

それでは、改めまして表のほうの説明をさせていただきます。

○**福島委員長** ちょっと待って、どうせ読むだけでしょ。理由を先に言ってくればいけれど。

じゃあ皆さん、お手元に配付してございますので、御一覧いただいて、質問をお願いいたします。

田中委員。

○**田中委員** 先ほど話が途中だったんですけれども、平均額が2億3,400万円です。市の前回の2億3,600万円というのは、内訳は人件費が8,600万円で、維持管理費等は1億5,000万円と、C社と同額を採用したわけなんですけれども。その維持管理費等で今出されたものは1億円から、2億7,300万円はちょっと突出していますけれども、幅があるわけです。こういう施設の維持管理費がいかほどであるかというのは、つまり例えばプールとかお風呂がありますので、水の循環をたくさんやれば多分費用がかかるでしょうし、細目にどういうものがあるのかちょっと私もよく分かりませんが、光熱水費、清掃ともろもろあるんだと思うんですけれども、この規模の施設で1億5,000万円が果たして妥当かっていうのは何を根拠に考えたらいいんでしょうか。このA社からG社っていうのは、全国で類似施設をおやりになっている一般業者という説明だったかと思うんですけれども、そこでなぜこんなに維持管理費に差があるのかも含めて御説明いただければと思います。

○**福島委員長** 執行部がよく説明するのは、今C社が2億1,300万円で維持管理費等が1億5,000万円で、これは1億円から2億7,300万円まで差がありますよと。そういう中で、維持管理費だけで質問されたんだけど、執行部はトータルバランスでやっているのか、維持管理費等の1億5,000万円が妥当か適正かということの質問だけでも、答えてください。

宮田課長。

○**宮田新ごみ処理施設整備課長** 維持管理費につきましては、幅はございますので、先ほど説明しましたように、その中の上限値、過大評価とか過小評価とかを除くために、異常値ということでその分は除かせていただきました。残った4社の中で、この4社とも全て類似施設の運営経験を複数件持っておりますので、その辺の価格の妥当性はあると判断いたしまして、その4社の中の少しでも金額の安いところを選定させていただいているというところでございます。

○**福島委員長** 田中委員。

○**田中委員** 先ほどどなたかの質問で、指定管理料を後で設定した場合に、その中身として人件費や維持管理費が構成されるわけですが、指定管理料はトータルであると、こういう御説明でしたよね。そうしますと、例えば維持管理費が当初の見込みより多くかかったという場合は、人件費が影響を受ける、その分が下がってしまう。そうすると、働く方の待遇が安定して担保されないということにもならないのかと、その点はどうなんですか。考え方として。

○**福島委員長** 付け加えて執行部に聞くけれども、このほかに入場料収入が指定管理者に入るわけでしょ。そうすると、入場料収入というのはどのぐらい見込んでいるんですか。それもあわせて。

宮田課長。

○**宮田新ごみ処理施設整備課長** 今回価格調査をしました、各社の収入見込額でございますけれども、約

4,000万円から7,000万円の収入見込みということで会社のほうから見積りが上がってきております。  
この収入見込みにつきましては、この価格調査の結果を基に、今後算定をまいります。

○福島委員長 田中委員。

○田中委員 私の質問にお答えいただいているんですけども、要するに、維持管理費がかかってしまった場合に人件費が食われるということはないんですか。1つまずそれを。

○福島委員長 宮田課長。

○宮田新ごみ処理施設整備課長 それは各社の提案ということで、これから受けることになります。各社の考える維持管理費、それぞれ提案してこちらへ上がってきますので、そちらのほうを検討させていただいて今後決めていくことになると思います。

○福島委員長 田中委員。

○田中委員 では、最終的に指定管理料が幾らになるのかを聞いているんじゃないかと、その枠組みとして、指定管理料はもうまとめて渡します。しかし、年間の維持管理費っていうのは、そんなに幅はないかもしれないけれども、増減があると。その場合に、人件費が当初の見込みよりも下がっちゃう、つまり、働く人の待遇に影響はないのかっていう仕組みの話を知りたい。

○福島委員長 今の話で指定管理料は別に払うの。これが指定管理料でしょ。それも含めて教えてください。  
宮田課長。

○宮田新ごみ処理施設整備課長 指定管理料につきましては、今後算定をまいりますけれども、これは年間の施設にかかる費用でございます。ここから、施設の利用料収入を引いた額が指定管理料の上限額として設定する予定ではあります。

○福島委員長 ちょっと待って、議会なんだから。もう一回、指定管理料っていうのはこのほかにも払うの、入場料収入も払うの、そうしたらトータル幾ら払うの。全然今指定管理料の別に払うなんて分からなかった。そうしたら、入場料収入は4,000万円、それで管理運営費が2億1,300万円、そのほかに指定管理料で幾ら払うの。

○宮田新ごみ処理施設整備課長 すみません。

指定管理料につきましては、ここの表の左側の年間管理運営費がございまして、こちらから利用料収入というものが上がってきますので、その分を差し引いた額が指定管理料の上限額ということになります。

○福島委員長 じゃ、誰も分からないでしょ。難しいことは言っていないんだよ。幾らで契約して、幾ら指定管理料を払って、入場料収入を4,000万円払って、そうしたら2億1,300万円のほかに指定管理料を払って、入場料収入を払って、そうしたらトータルで幾ら払うの。分からない。

宮田課長。

○宮田新ごみ処理施設整備課長 すみません。例えばの例示を……

○福島委員長 例えばもすったもんだも何もないんだよ、幾ら払うかって聞いているんだよ。

○宮田新ごみ処理施設整備課長 例えば、年間維持管理費が2億円とします。その施設の収入が5,000万円を見込むということになれば、指定管理料はその差引きの1億5,000万円ということになります。こういう考え方でございます。



○福島委員長 いや、そうすると我々に言っているのは、私が一つも分からないんだからみんな分からないと思うけれども、2億1,300万円を契約して維持管理費に1億5,000万円を払うの、指定管理料は。入場料収入が5,000万円。それで2億円。そうすると、あわせて契約料というのは4億1,3000万円になるの。

暫時休憩します。

午前11時41分 休憩

---

午前11時44分 再開

○福島委員長 会議を再開します。

袴塚委員。

○袴塚委員 すみません。先ほど来、委員長のほうから暫時休憩というお話をいただきました。

まず、今回の問題については、資料の出し直しとかいろいろあるわけですが、いずれにしても委員長さん、副委員長さんのほうでしっかり調整していただかないと。再開してもまた同じことになるので、というようなことだと思います。したがって、委員長、副委員長で執行部の皆さん方とよく調整をしていただいて、そして、日を改めるなりしてきちんとした委員長の理解の下に委員会を開いていただければというふうに思います。よろしくお願いします。

○福島委員長 じゃ、ただいまの言うとおりの、本日はこれにて散会して、明日10時から委員会を開きます。

じゃ、これにて本日は終わらせていただきます。

御苦労さまでした。

午前11時45分 散会